

令和7年第2回臨時会

斑鳩町議会会議録

令和7年5月9日

午前9時30分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（12名）

1番	溝部真紀子	2番	齋藤文夫
3番	中川靖広	4番	小城世督
5番	伴吉晴	7番	嶋田善行
8番	井上卓也	9番	横田敏文
10番	宮崎和彦	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 福田善行 係長 吉川也子

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西和夫	副町長	加藤恵三
教育長	山本雅章	総務部長	西巻昭男
総務課長	松岡洋右	安全安心課長	曾谷博一
政策財政課長	中尾歩美	税務課長	真弓啓
住民生活部長	中原潤	住民生活部次長	北典子
福祉課長	大塚美季	国保医療課長	猪川恭弘
都市建設部長	上田俊雄	建設農林課長	田口三十士
会計管理者	安藤晴康	教育次長	本庄徳光

1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 発議第6号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

- 日 程 4. 議案第30号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日 程 5. 議案第31号 斑鳩町の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 6. 議案第32号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について
- 日 程 7. 承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和6年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について）
- 日 程 8. 承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 9. 承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程10. 承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程11. 報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）について）
- 日 程12. 報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事請負契約の変更について）
- 日 程13. 常任委員会委員の選任について
- 日 程14. 議会運営委員会委員の選任について
- 日 程15. 議長報告について
- （1）常任委員会正副委員長互選結果について
- （2）議会運営委員会正副委員長互選結果について
- 追加日程 1. 議長辞職許可について
- 追加日程 2. 議長選挙について
- 追加日程 3. 副議長辞職許可について
- 追加日程 4. 副議長選挙について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開会)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、令和7年第2回斑鳩町議会臨時会を開会します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集の挨拶をお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） おはようございます。

令和7年第2回斑鳩町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様には公私何かとお忙しい中ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

平素は町政諸般に渡り、格別のご支援とご協力を賜り心から感謝を申し上げます。

さて、本臨時会は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてなど、9議案を付議させていただいております。

いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして原案どおりご承認くださいますようお願いを申し上げます。

令和7年度もすでに1か月余りが経過いたしました。去る4月5日には大阪・関西万博の開催にあわせ、JR特急まほろばの新車両であります「安寧」が運行を開始し、4月13日には大阪・関西万博が開幕し、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに連日多数の来場者で賑わっているところでございます。

斑鳩町におきましても、わが町の将来を見据え、魅力ある町として持続的に発展していくため、職員一丸となって令和7年度事務事業を進め、諸課題に取り組んでまいり所存でございます。

皆様方のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、招集の挨拶とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） ただいまから、議事に入ります。

本臨時会の議事日程は、お手元に配布いたしております議事日程表のとおりであります。よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において指名します。

本臨時会の会議録署名議員には、5番、伴議員、7番、嶋田議員を指名します。両議員には、会期中よろしく申し上げます。

次に、日程２．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期を本日１日と定めることについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日１日と決定いたしました。

次に、日程３．発議第６号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、発議第６号については、委員会付託を省略します。

提出者の説明を求めます。

９番 横田議員。

○９番（横田敏文君） 発議第６号について、説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

発議第６号

斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第１１２条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和７年５月９日提出

議 会 議 員

溝 部 真紀子

齋 藤 文 夫

小 城 世 督

伴 吉 晴

井 上 卓 也

横 田 敏 文

宮 崎 和 彦
濱 眞 理 子
木 澤 正 男
奥 村 容 子

斑鳩町議会議員の公務のための旅行にかかる宿泊料の金額について、物価高騰等の影響を踏まえ、実態に即した見直しを行い、適切な旅費制度の運用を図るため、本条例において、所要の改正を行うものであります。

それでは、要旨の朗読をもって、条例案の説明に代えさせていただきます。

斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例（要旨）

議員の公務のための旅行にかかる旅費の金額の規定について、社会経済情勢の変化に伴う物価高騰等の影響を踏まえ、実態に即したものに見直しを行い、適切な旅費制度の運用を図るため、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

（1）宿泊料の金額の規定の見直し（第3条の改正規定）

宿泊料の金額について、「地方区分による定額制」から、「都道府県ごとに上限額を設けた実費精算制」に改めます。

2. 施行期日等

公布の日から施行し、令和7年4月1日以後に出発した出張等に係る旅費について適用します。

以上をもちまして、発議第6号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましても概要説明とさせていただきます。

議員皆様のご賛同をいただき、原案どおり議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、発議第6号については、満場一致で可決されました。

次に、お手元に配布いたしております議事日程表の日程4. 議案第30号 特別職の

職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について、から、日程 12. 報告第 6 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事請負契約の変更について）まで、以上、9 議案を一括上程します。

町長から、本臨時会に付議されました 9 議案について、総括提案説明を求めます。

中西町長。

○町長（中西和夫君） それでは、本臨時会に付議いたしました議案につきまして、その概要説明をさせていただきます。

はじめに、議案第 30 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

職員の出張等に伴う旅費の金額の規定について、社会経済情勢の変化による物価高騰等の影響を踏まえ、関係する条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 31 号 斑鳩町の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

法令等による災害派遣要請に基づき当町の職員を被災地に派遣する場合において、派遣する地方公共団体における災害派遣手当の支給の有無により、不均衡を生じることがないように、本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 32 号 令和 7 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 351 万 3 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 110 億 1,351 万 3 千円とするものであります。

その内容は、消防団員退職報償金及び自治総合センターコミュニティ助成事業に関する補正であります。

次に、承認第 2 号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和 6 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について）であります。保険事業勘定について、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 37 万 6 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 28 億 8,482 万 6 千円とする補正予算について、令和 7 年 3 月 31 日付で専決処分させていただいたものであります。

その内容は、介護保険給付費準備基金の利子の積み立てに関する補正であります。

次に、承認第 3 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）であります。

令和 7 年度の地方税制の改正を内容とする地方税法及び地方税法等の一部を改正する

法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたこと等に伴い、同年4月1日から施行される内容に関し、令和7年3月31日付で専決処分させていただいたものであります。

その主な内容は、固定資産税では、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の手続きの見直しについて、軽自動車税では、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正等について、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）であります。先の承認第3号と同様に、専決処分させていただいたものであります。

その主な内容は、法改正による条項ずれに伴う文言整理について、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）であります。

令和7年度の地方税制の改正を内容とする地方税法施行令及び国有財産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が、令和7年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行される内容に関し、令和7年3月31日付で専決処分させていただいたものであります。

その内容は、国民健康保険税の軽減判定所得の基準額の見直しについて、所要の改正を行ったものであります。

次に、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）について）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,441万2千円を追加する補正予算について、令和7年3月26日付で、議会の委任による町長専決処分をさせていただいたものであります。

その内容は、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金に関する補正であります。

次に、報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事請負契約の変更について）であります。

議会の議決を経て締結した平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事請負契約について、発生土を町道の拡幅整備に再利用することによる処分費の減等に伴い、契約金額を減額する変更契約の締結について、令和7年3月26日付で、議会の委任による町長専決処分をさせていただいたものであります。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決をいただきますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これより、議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程４．議案第３０号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第３０号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、議案第３０号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてをご説明します。

はじめに、議案書を朗読します。

議案第３０号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例等の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第１４９条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和７年５月９日 提出

斑鳩町長 中西和夫

本条例の改正内容については、議案書の末尾の要旨をもって、説明に替えさせていただきます。

条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案書末尾の要旨をご覧ください。

この条例改正は、職員の出張等にかかる旅費の金額の規定について、社会経済情勢の

変化に伴う物価高騰等の影響を踏まえ、実態に即したものに見直しを行い、適切な旅費制度の運用を図るため、関係する条例において所要の改正を行うものです。

はじめに、1の改正内容です。

(1)の宿泊料の金額の規定の見直しとして、職員の旅費及び費用弁償における宿泊料の金額について、「地方区分による定額制」から、「都道府県ごとに上限額を設けた実費精算制」に改めるものです。

(2)の改正する関係条例ですが、記載のとおり、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例のほか、4条例となっています。

次に、2の施行期日等です。

施行期日等は、公布の日から施行し、令和7年4月1日以後に出発した出張等に係る旅費について適用します。

以上をもって、説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、原案どおり、ご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第30号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

議案第30号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号については、満場一致で可決されました。

次に、日程5. 議案第31号 斑鳩町の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、議案第31号 斑鳩町の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてをご説明します。

はじめに、議案書を朗読します。

議案第31号

斑鳩町の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例
の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和7年5月9日 提出

斑鳩町長 中西和夫

本条例の改正内容については、議案書の末尾の要旨をもって、説明に替えさせていただきます。

条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願します。

それでは、議案書末尾の要旨をご覧ください。

この条例改正は、法令等による災害派遣要請に基づき、当町の職員を被災地に派遣する場合において、地方自治法の規定による災害派遣手当の支給に関し、派遣する地方公共団体における災害派遣手当の支給の有無により、不均衡を生じることがないように、これに相当する職員手当を支給するため、本条例において所要の改正を行うものでございます。

はじめに、1の改正内容です。

(1)の特殊勤務手当の種類及び支給要件の追加として、特殊勤務手当の種類に、災害被災地赴任手当を追加します。また、災害被災地赴任手当は、地方自治法による災害派遣手当の支給対象となる派遣要請等に基づく職員派遣であって、派遣先の地方公共団体から災害派遣手当が支給されない場合に限り支給します。

(2)の災害被災地赴任手当の金額等の追加として、災害被災地赴任手当の金額は、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の規定による災害派遣手当の金額に準じた額とします。

次に、2の施行期日です。

施行期日は、公布の日から施行します。

以上をもって、説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、原案どおり、ご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第31号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

議案第31号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号については、満場一致で可決されました。

次に、日程6．議案第32号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、議案第32号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてご説明します。

はじめに、議案書を朗読します。

議案第32号

令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について

標記について、地方自治法第218条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和7年5月9日 提出

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、消防団員退職報償金と、自主防災組織から申請のあった自治総合センターコミュニティ助成事業に関する補正となっています。

それでは、本補正予算の内容について、ご説明します。

補正予算書の7ページと8ページをお願いします。

はじめに、歳入予算の補正です。第21款 諸収入、第5項 雑入です。第5目 雑入で、消防団員4名の退職に伴う消防団員退職報償金受入金181万3千円の増額と、龍田三地区自主防災組織連絡会から申請のあった発電機等の整備事業が自治総合センターコミュニティ助成事業の対象として採択されたことから、170万円の増額をお願いするものです。

9ページと10ページをお願いします。

続きまして、歳出予算の補正です。第8款 消防費、第1項 消防費です。第2目 非常備消防費で、歳入で申し上げた、退職報償金181万3千円の増額をお願いするものです。第5目 災害対策費では、歳入で申しあげた、自治総合センターコミュニティ助成金170万円の増額をお願いするものです。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）

令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,513千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 11,013,513千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年5月9日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

以上をもって、説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおり、ご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第32号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

議案第32号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号については、満場一致で可決されました。

次に、日程7. 承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和6年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） それでは、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和6年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について）につきまして、ご説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読いたします。

承認第2号

町長専決処分について承認を求めることについて

（令和6年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和7年5月9日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第4号

専決処分書

令和6年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、保険事業勘定について、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3

7万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ28億8,482万6千円とする補正予算について、令和7年3月31日付で専決処分させていただいたものであります。

その内容は、保険事業勘定における介護保険給付費準備基金の積み立てに関して、預金利息の上昇に伴う補正となっております。

それでは、予算の内容について、補正予算書に沿いましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の7ページと8ページをお開きいただきますようお願いいたします。

はじめに、歳入予算についてです。第6款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子および配当金で、預金利子の上昇により、預金利子分として、37万6千円を増額補正させていただいたものです。

次に、9ページをお願いいたします。歳出予算についてです。第3款 基金積立金、第1項 基金積立金、第1目 介護保険給付費準備基金積立金で、歳入でご説明いたしました預金利子分として、37万6千円を増額補正させていただいたものです。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読させていただきます。

令和6年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和6年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ376千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,884,826千円とする。
- 2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月31日 専決

斑鳩町長 中西和夫

以上で、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和6年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について）の説明とさせていただきます。

何卒温かいご審議を賜り、原案どおりご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、承認第2号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第2号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、承認第2号については、満場一致で承認されました。

次に、日程8. 承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、承認第3号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長(西巻昭男君) それでは、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)についてを、ご説明します。

はじめに、議案書を朗読します。

承認第3号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和7年5月9日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読します。

斑専第5号

専決処分書

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

斑鳩町長 中西 和夫

本承認の内容については、議案書の末尾の要旨をもって、説明に替えさせていただきます。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案書末尾の要旨をご覧ください。この条例改正は、令和7年度の地方税制の改正を内容とする、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、令和7年3月31日に公布されたこと等に伴い、令和7年4月1日から施行される内容に関し、本条例について速やかに整備する必要があったことから、令和7年3月31日付けで、専決処分をさせていただいたものです。

はじめに、1の主な改正内容です。(1)の固定資産税では、①の長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の手続きの見直しとして、マンション管理組合の管理者等から町長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができるようにしたものでございます。

(2)の軽自動車税では、①の軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正として、2輪の原動機付自転車のうち、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの、これを新基準原付と呼びますが、これに係る種別割の税率を年額2千円としたものでございます。

また、②のマイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備として、軽自動車税種別割の減免申請の際に提示する運転免許証にマイナ免許証を追加したほか、その手続きについて規定したものです。

(3)のその他法令の改正による条文整理等所要の改正では、地方税法の一部改正等に伴い、同法を引用する条項に係る条文整理等、所要の改正を行ったものです。

次に、2の施行期日等です。施行期日は、令和7年4月1日から施行します。また、経過措置として、固定資産税・軽自動車税ともに、令和7年度以後の年度分について適用し、令和6年度分までについては、なお従前の例によることとしています。

以上をもって、説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第3号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第3号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号については、満場一致で承認されました。

次に、日程9．承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）についてを、ご説明します。

はじめに、議案書を朗読します。

承認第4号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和7年5月9日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読します。

斑専第6号

専決処分書

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

斑鳩町長 中西 和 夫

本承認の内容については、議案書の末尾の要旨をもって、説明に替えさせていただきます。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案書末尾の要旨をご覧ください。

この条例改正は、先の承認第3号と同様に、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部改正により、令和7年3月31日付けで専決処分させていただいたものです。

はじめに、1の主な改正内容です。(1)の法改正による条項ずれに伴う文言整理として、地方税法の一部改正に伴い、当該法律を引用する規定において条項ずれが生じたことから、所要の改正を行ったものです。

次に、2の施行期日です。施行期日は、令和7年4月1日から施行します。

以上をもって、説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第4号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第4号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号については、満場一致で承認されました。

次に、日程10. 承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、承認第5号については、委員会付託を省略します。

理事者の説明を求めます。

中原住民生活部長。

○住民生活部長(中原潤君) 承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)につきましてご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

承認第5号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和7年5月9日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第7号

専決処分書

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

斑鳩町長 中西和夫

それでは、条例の改正内容につきましてご説明を申しあげます。

議案書の末尾の条例(要旨)をごらんいただきたいと思います。

条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただきます、本要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご了承賜りますよう、よろしく願いを申しあげ

ます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、令和7年度の地方税制の改正を内容とする地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されることとなり、本条例について、速やかに整備する必要があったことから、令和7年3月31日に専決処分をさせていただいたものであります。

1. 改正内容であります。(1)均等割額及び世帯別平等割額の軽減判定所得の基準額の見直しであります。均等割額及び世帯別平等割額が5割軽減となる世帯では、被保険者数に乘じる額を29万5千円から30万5千円に、2割軽減となる世帯では、被保険者数に乘じる額を54万5千円から56万円に見直すものであります。

2. 施行期日等でございます。

(1)施行期日は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

(2)適用区分は、改正後の条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

以上が、本条例の改正内容でございます。

何卒温かいご審議を賜りまして、原案どおり承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 承認第5号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第5号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号については、満場一致で承認されました。

続きまして、日程11. 報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、報告第5号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

北住民生活部次長。

○住民生活部次長(北典子君) それでは、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和6年度斑鳩町一般会計補正予算(第11号)について)につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

報告第5号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(令和6年度斑鳩町一般会計補正予算(第11号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和7年5月9日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第2号

専決処分書

令和6年度斑鳩町一般会計補正予算(第11号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月26日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、予防接種法第15条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣により、新型コロナウイルス予防接種による健康被害として認定された事例についての給付を行うための経費と、その国庫支出金の受入れについて、令和7年3月26日付けで、専決処分をさせていただいたものです。

それでは、予算の内容について、補正予算書に沿いまして、ご説明します。

恐れいりますが、補正予算書の7ページ、8ページをお願いします。

はじめに、歳入予算の補正です。第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第4目 衛生費国庫負担金で、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金として、4,441万2千円を増額させていただいたものです。

次に、9ページ、10ページをお願いします。

続きまして、歳出予算の補正です。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 感染症予防費で、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金として、4,441万2千円を増額させていただいたものです。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）

令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 44,412千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 11,732,335千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月26日 専決

斑鳩町長 中西 和 夫

以上で、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）について）の説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 報告第5号に関する質疑を終結します。

これをもって、報告第5号については終わります。

続きまして、日程12. 報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事請負契約の変更について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、報告第6号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

上田都市建設部長。

○都市建設部長(上田俊雄君) それでは、報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事請負契約の変更について)説明申しあげます。

はじめに「議案書」を朗読させていただきます。

報告第6号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事請負契約の変更について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します

令和7年5月9日提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の「専決処分書」を朗読させていただきます。

斑専第3号

専決処分書

平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事請負契約の変更について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する

令和7年3月26日

斑鳩町長 中西和夫

3枚目をお願いいたします。

平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事請負契約の変更について

平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事請負契約の変更について、次のとおり工事請負契約を変更する

記

1. 契約の対象 平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事

2. 契約金額 変更前 金 104,043,500円

変更後 金 103,478,100円

本件につきましては、平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事において、建設発生土を、次期町道の拡幅整備事業に利用することによる残土処分費の減額、また、運搬車両の変更及び交通誘導員の配置による増額、その他、現場精査により、56万5,400円の減額となり、令和7年3月26日付けで工事請負契約を変更いたしております。

これにより地方自治法第180条第1項の規定に基づく、議会の議決により指定された町長の専決処分事項として、同日付けで専決処分させていただき、同法同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 1点だけちょっと確認させてもらってよろしいですか。

設計で残土処分のボリュームっていうんですか、立米数は何立米ぐらいの設計をされていたんでしょうか。

上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 当初、掘削に伴う残土につきましては、3,700立米でございました。そして現在他の現場に流用いたしましたのが、2,500立米でございます。

○議長（中川靖広君） 2,500立米言うたら、10トン車にしたら400台ぐらいになるのかなと思うんですけど、処分費、残土処分費400台言うたら600万も700万もかかってくると思うんですけど、なんでこの56万ぐらいの減になっているんでしょうか。

上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 変更の内容につきましては、残土処分費におきまして、約630万円の減額となっております。直接工事費で減額となっております。その他残土処分の運搬に伴い、10トン車から2トン車に変更したことに伴います増額、そして運搬する経路について、交通整理員の配置に伴う増額、また現場内精査による増額がございます。その他工事経費におきましても、残土処分につきましては経費の対象外といたしていたところがございますけれども、今、説明いたしました運搬、また交通整理員、また現場内精査による経費の増額もございまして、結果として56万の減額となったと

ころでございます。以上です。

- 議長（中川靖広君） はい、理解できました。ありがとうございます。
ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中川靖広君） 報告第6号に関する質疑を終結します。
これをもって、報告第6号については終わります。
ここで、副議長と交替しますので、暫時休憩します。

（ 午前10時26分 休憩 ）

（ 午前10時26分 再開 ）

- 副議長（横田敏文君） 再開します。

ただいま、中川議長から議長の辞職願が提出されました。
お諮りします。

議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程1として、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 副議長（横田敏文君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職許可についてを日程に追加し、追加日程1として、日程の順序を変更し、先に審議することと決しました。

それでは、追加日程1、議長辞職許可についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、中川議員の退場を求めます。

（中川議員 退場）

- 副議長（横田敏文君） 議長の辞職願を事務局長に朗読させます。
福田議会事務局長。

- 議会事務局長（福田善行君） それでは朗読させていただきます。

辞 職 願

私は、このたび議会の申し合わせにより、議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いいたします。

令和7年5月9日

斑鳩町議会議長 中川靖広

斑鳩町議会副議長

横田敏文様

○副議長（横田敏文君） お諮りします。

議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（横田敏文君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職については、満場一致で許可されました。

中川議員の入場を求めます。

（中川議員 着席）

○副議長（横田敏文君） 中川議員にお知らせします。ただいま議題とされました議長辞職許可については、満場一致で許可されました。

議長の辞職の挨拶をお受けします。

3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 議長辞職にあたりまして、ひと言ご挨拶申し上げます。

2年間議長として議会の運営に努めさせていただきまして、心からお礼申し上げます。

至らぬ点多々あったと思いますが、議員皆様方のご理解、ご協力を賜りましたおかげをもちまして、2年間務めさせていただくことができました。本当にありがとうございます。今後も斑鳩町の発展のために、精進してまいりたい、そのように考えますので、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますことを心からお礼を申しあげまして簡単ではございますが、辞職のご挨拶にかえさせていただきます。

本当にありがとうございます。

○副議長（横田敏文君） 中川議員におかれましては、議長として議会運営にご尽力いただきましたこと、ここに副議長として、議会を代表して感謝申し上げます。

ありがとうございます。

ただいまの議決により、議長が欠員となりました。

お諮りします。

議長選挙についてを日程に追加し、追加日程2として、日程の順序を変更し、先に議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（横田敏文君） 異議なしと認めます。

よって、議長選挙についてを日程に追加し、追加日程2として、日程の順序を変更し、先に議題とすることと決しました。

暫時休憩をいたします。

(午前 10 時 31 分 休憩)

(午前 10 時 40 分 再開)

○副議長（横田敏文君） 再開します。

それでは、追加日程 2. 議長選挙についてを議題とし、これより選挙を行います。

議長選挙の方法については、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○副議長（横田敏文君） ただいまの出席議員は 12 名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、8 番、井上議員、10 番、宮崎議員を指名します。両議員には、よろしくお願いします。

投票用紙を配布します。

(投票用紙配布)

○副議長（横田敏文君） 投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(配布漏れなし)

○副議長（横田敏文君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（中川靖広君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。1 番議員から順番に投票をお願いします。

(投票)

○副議長（横田敏文君） 投票漏れはございませんか。

(投票漏れなし)

○副議長（横田敏文君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。井上議員、宮崎議員の立会いをお願いします。

(事務局長及び立会人 開票)

○副議長（横田敏文君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票 12 票、無効投票 0 票。有効投票のうち、中川議員 10 票、木澤議員 2 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、中川議員が当選されました。議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○副議長(横田敏文君) ただいま議長に当選されました中川議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

中川議員より、当選の承諾及び就任の挨拶をお願いします。

3 番、中川議員。

○3 番(中川靖広君) ただ今、議員各位のご推挙を賜りまして、引き続き議長に就任させていただくことができました。誠にありがとうございます。

今後も住民に寄り添った斑鳩町議会、開かれた町議会を進めてまいりたい、実現させていきたい、そのように考えますので、議員皆様方にはご指導ご鞭撻、またご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願いを申しあげます。

行政と議会は車の両輪のごとくと申しますように、やはり斑鳩町を将来発展させるためにも、安心安全なまちにするためにも、行政と議会がやはり同じ方向を向いてよりよい方向に進めていきたい、このように思いますので、中西町長はじめ理事者各位にもご指導ご鞭撻賜りますようよろしく願い申しあげます。

簡単ではございますが議長就任の挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

○副議長(横田敏文君) ありがとうございます。

議長に議長席にお着き願うこととします。

議長と交替のため、暫時休憩します。

(午前 10 時 50 分 休憩)

(午前 10 時 51 分 再開)

○議長(中川靖広君) 再開します。

ただいま、横田副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職許可についてを日程に追加し、追加日程 3 として、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職許可についてを日程に追加し、追加日程3として、日程の順序を変更し、先に審議することと決しました。

それでは、追加日程3. 副議長辞職許可についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、横田議員の退場を求めます。

（横田議員退場）

○議長（中川靖広君） 副議長の辞職願を事務局長に朗読していただきます。

福田議会事務局長。

○議会事務局長（福田善行君） それでは朗読させていただきます。

辞 職 願

私は、このたび議会の申し合わせにより、副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いいたします。

令和7年5月9日

斑鳩町議会副議長 横 田 敏 文

斑鳩町議会議長 様

○議長（中川靖広君） お諮りします。

副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職については、満場一致で許可されました。

横田議員の入場を求めます。

（横田議員着席）

○議長（中川靖広君） 横田議員にお知らせします。ただいま議題とされました副議長辞職許可については、満場一致で許可されました。

副議長辞職の挨拶をお受けします。

9番、横田議員。

○9番（横田敏文君） 大変お世話になりました。皆様のご理解とですね、ご協力のもと、風通しのよい町議会ができたのかな、中川議長の下でですね、できたのかなというふうに思ってます。今後もですね、斑鳩町の発展のために寄与してまいりたいと思います。2年間ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 横田議員におかれましては、副議長として議会運営にご尽力いた

だきましたこと、ここに厚くお礼申しあげます。ありがとうございました。

ただいまの議決により、副議長が欠員となりました。

お諮りします。

副議長選挙についてを日程に追加し、追加日程4として、日程の順序を変更し、先に議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、副議長選挙についてを日程に追加し、追加日程4として、日程の順序を変更し、先に議題とすることと決しました。

それでは、追加日程4、副議長選挙についてを議題とし、これより選挙を行います。

副議長選挙の方法については、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(中川靖広君) ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、濱議員、木澤議員を指名します。両議員には、よろしくお願いをいたします。

投票用紙を配布します。

(投票用紙配布)

○議長(中川靖広君) 投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(配布漏れなし)

○議長(中川靖広君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(中川靖広君) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

(投票)

○議長(中川靖広君) 投票漏れはございませんか。

(投票漏れなし)

○議長(中川靖広君) 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。濱議員、木澤議員の立会いをお願いします。

(事務局長及び立会人 開票)

○議長(中川靖広君) 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票12票、無効投票0票。有効投票のうち、井上議員10票、濱議員2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、井上議員が当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○議長(中川靖広君) ただいま副議長に当選されました井上議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

井上議員より、当選の承諾及び就任の挨拶をお願いします。

8番、井上議員。

○8番(井上卓也君) 皆様方ご支援いただきまして、まことにありがとうございました。まことに身の引き締まる思いでございます。

私も初めてなもので、皆様方の、全員の皆様方のご協力を得ながら副議長を頑張ってみりたいと思っておりますので、また皆様方ご協力、ご支援のほどよろしくお願い申しあげさせていただきます。そして、また斑鳩町の町政運営のために尽力できればと考えておりますので、また皆様方よろしくをお願いします。

○議長(中川靖広君) ありがとうございます。

次に、日程13. 常任委員会委員の選任についてを議題とします。

ここで休憩します。

(午前11時03分 休憩)

(午後 0時05分 再開)

○議長(中川靖広君) 再開します。

お諮りします。

ただいま議題となっております常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名します。

総務常任委員会委員に、小城議員、横田議員、伴議員、嶋田議員、宮崎議員、木澤議員。厚生常任委員会委員に、濱議員、奥村議員、溝部議員、齋藤議員、横田議員、宮崎議員。建設常任委員会委員に、齋藤議員、溝部議員、小城議員、嶋田議員、井上議員、木澤議員。広報発行常任委員会委員に、濱議員、奥村議員、齋藤議員、伴議員、嶋田議員、井上議員をそれぞれ指名します。

日程 13. 常任委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員会の委員を選任することと決定いたしました。各委員会委員の皆様には、よろしく申し上げます。

次に、日程 14. 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

本件につきましても、委員会条例第7条第4項の規定により議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名します。

議会運営委員会委員に、木澤議員、溝部議員、齋藤議員、伴議員、嶋田議員、井上議員、奥村議員を指名します。

日程 14. 議会運営委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり委員を選任することと決定いたしました。委員の皆様には、よろしく申し上げます。

次に、日程 15. 議長報告について、ただいまから議長報告を行います。

議長報告につきましては、事務局長から報告をしていただきます。

福田議会事務局長。

○議会事務局長(福田善行君) それでは、報告いたします。

初めに、(1) 常任委員会正副委員長互選結果についてであります。

総務常任委員会委員長に小城議員、副委員長に横田議員。厚生常任委員会委員長に濱議員、副委員長に奥村議員。建設常任委員会委員長に齋藤議員、副委員長に溝部議員。広報発行常任委員会委員長に濱議員、副委員長に奥村議員であります。

次に、(2) 議会運営委員会正副委員長互選結果についてであります。

議会運営委員会委員長に木澤議員、副委員長に溝部議員であります。以上でございます。

○議長(中川靖広君) ただいま事務局長から報告をしていただきましたとおりであります。

す。議員皆様には、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本臨時会の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 令和7年第2回町議会臨時会の閉会にあたりまして、ひとことご挨拶を申しあげます。

本臨時会では特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてなど9議案を提出させていただきましたところ、議員皆様方には終始ご熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても、原案どおりご承認賜りましたことに対しまして深く感謝を申しあげますとともに、厚くお礼を申しあげます。

諸事業、諸施策の早期実施に全力で取り組んでまいる所存でありますので、今後ともより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

立夏を迎えこれから熱さが増してくる季節になりますが、皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛くださいますよう、お祈り申しあげまして閉会のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって、令和7年第2回斑鳩町議会臨時会を閉会します。
お疲れさまでした。

（午後0時09分 閉会）